

ID: 1543-2

担当部署: 上下水道室 業務課 業務係

処分の概要	受益者負担金の督促		
法令名 根拠条項	都市計画法 第75条第3項		
法令番号	昭和43年法律第100号		
<p>【基準】</p> <p>法第75条第3項の規定による。 (受益者負担金)</p> <p>第75条</p> <p>3 前2項の規定による受益者負担金(以下この条において「負担金」という。)を納付しない者があるときは、国、都道府県又は市町村(以下この条において「国等」という。)は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。</p>			
備考	<p>【共通担当部署】</p> <p>建設水道部 都市整備課 計画調整係 上下水道室 業務課 業務係</p>		
設定年月日	平成 28 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 4 年 7 月 29 日